

1. 児童引き渡しを行う「緊急時」の例

- 震度5以上の地震
- 風水害（河川の氾濫、土砂災害等を含む）
- 不審者が侵入し、学校に被害が発生したとき
- 校区内等で児童に危害が及ぶ事件が発生したとき
- 上記の場合以外で、校長が必要と判断したとき

2. 児童引き渡しの際の保護者連絡について

- (1) メール等の通信が可能な場合は、「マチコミメール」を使って連絡を行う。
- (2) メール等の通信が不可能な場合は、学校に児童を待機させ、安全を確保する。

3. 引き渡し場所

- 基本的に学校（学級）を引き渡し場所とする。学級に引き渡しが難しい場合は、体育館や運動場で引き渡しを行う。

4. 引き渡しの流れ

